

議員提出議案第8号

取手市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 6月12日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	池 田 慈
〃	〃	小 池 悦 子
〃	〃	加 増 充 子
〃	〃	遠 山 智恵子
〃	〃	石 井 めぐみ
〃	〃	阿 部 洋 子
〃	〃	齋 藤 久 代

提案理由

議員が妊娠・出産や、それらを起因とした疾病を患い議会を長期間欠席した場合、報酬減額の対象から除外し、安心して妊娠・出産に臨めるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 女性の議員の妊娠又は出産(次に掲げる期間の範囲内であつて、かつ、市議会の会議等を欠席することについて当該議員が議長及び委員長に届け出ている場合に限る。)</u></p> <p><u>ア 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間</u></p> <p><u>イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、市議会の会議等を欠席する必要があると医師が認める期間</u></p> <p><u>(3) 災害その他特別の理由により、市議会の会議等を長期間欠席することについて議長が特に適当と認める場合</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害その他議長が前号に準ずると認める場合</p>

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。